

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例

(平成11年鹿児島県条例第42号)

(目的)

第1条 この条例は、公衆に不安等（不安、しゅう恥、困惑又は嫌悪をいう。以下同じ。）を覚えさせる行為を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穏を保持することを目的とする。

(粗暴行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所（次条第1項及び第5条において「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他の公共の乗物（次条第1項において「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、他人に対し、言い掛かりをつけ、すこむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第2条の2 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し、著しく羞恥させるような又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為その他の卑わいな言動をしてはならない。

- (1) 衣服その他の身に着ける物（以下この項及び次項において「衣服等」という。）の上から又は直接身体に触れること。
- (2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見すること。
- (3) 写真機その他の撮影する機能を有する機器（次項第2号において「写真機等」という。）を使用して、衣服等で覆われている人の下着又は身体の映像を記録し、又は記録しようとする事。

2 何人も、正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所において当該状態にいる者に対し、著しく羞恥させるような又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の下着又は身体をのぞき見すること。
- (2) 写真機等を使用して、人の下着又は身体の映像を記録し、又は記録しようとする事。

3 何人も、正当な理由がないのに、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所にいる者に対し、第1項第3号に掲げる行為をしてはならない。

(押売行為等の禁止)

第3条 何人も、住居その他現に人がいる建造物を訪れて、物品の売買、加工若しくは修理、権利の売買、役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「売買等」という。）を行うに当たり、当該売買等の申込みを拒否されたときは、その場に座り込み、立ち尽くす等不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

2 何人も、依頼又は承諾がないにもかかわらず、物品の配布、作成、加工若しくは修理、役務の提供又は広告の掲載を行って、その対価又は報酬を要求してはならない。

(つきまとい行為等の禁止)

第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、執ように、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体的安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。以下この項において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）をしてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される

ものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

（不当な客引き行為等の禁止）

第5条 何人も、公共の場所において、他人に対し、身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等不安等を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について客引きをすること。
- (2) 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。
- (3) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。
- (4) 売春類似行為をするため、客引きをすること。
- (5) 第1号から第3号までの客引きの対象となる行為に関する情報の提供について、客引きをし、又は勧誘をすること。
- (6) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事させる目的で勧誘をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

- 3 何人も、公共の場所において、他人に対し、第1項第1号又は第2号の客引きの対象となる行為について、執ように、呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して、客となるように誘引をしてはならない。
- 4 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鹿児島県条例第50号）第4条の2第1項に定める地域内の公共の場所において、第1項各号に掲げる行為をする目的で、とどまり、又はたむろして、威勢を示し、立ち尽くす等不安等を覚えさせるような方法で、当該行為の相手方となるべき者を待ってはならない。
- 5 警察官は、前2項の規定に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該行為をやめるべき旨を命ずることができる。

（罰則）

- 第6条 第2条から第3条まで又は第4条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又は拘留に処する。
- 2 常習として、第2条から第3条まで又は第4条第1項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 第7条 第5条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として、第5条第2項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 第8条 第5条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として、第5条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 第9条 第5条第5項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（両罰規定）

- 第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 押売等防止条例（昭和32年鹿児島県条例第44号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

附 則（平成20年10月14日条例第55号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月21日条例第36号）

この条例は、平成28年6月23日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第18号）

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月24日条例第50号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた

者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と，拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。